

障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

令和8年3月27日 障福第2177号 伺定

(趣旨)

第1条 知事は、障がい福祉分野におけるICT機器及び介護ロボット等の普及により、介護事務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進するため、障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金実施要領（令和8年3月18日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、実施主体がICT機器及び介護ロボット等を導入する際の経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる実施主体、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 見積書の写し（原則2者以上）
- (4) カタログ等仕様がわかるもの
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の

帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保存すること。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、厚生労働省が定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (8) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、厚生労働省が定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(イ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、

概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第5号様式の2)
- (2) 収支精算書(第5号様式の3)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 支払い状況がわかる書類の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年度の予算に係る障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金から適用する。

別表

I 介護ロボット導入

1 事業実施主体	
障害福祉サービス事業、障害者支援施設事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児入所施設事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人	
2 補助基準額	
<p>(1) 介護ロボットの種別別基準額</p> <p>ア 移乗介護、入浴支援 1 機器あたり100千円以上とし、1,000千円を上限</p> <p>イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援 1 機器あたり100千円以上とし、300千円を上限</p> <p>(2) 施設・事業所種別別補助対象費用の上限額</p> <p>ア 障害者支援施設：全ての機器の合計額2,100千円/施設</p> <p>イ グループホーム：全ての機器の合計額1,500千円/事業所</p> <p>ウ その他の事業所：全ての機器の合計額1,200千円/事業所</p>	
3 補助率	
4分の3以内（千円未満は切り捨て）	
4 補助対象経費	
介護ロボットの導入費用に必要な次の経費とする。	
<p>(1) 備品購入費</p> <p>(2) 使用料及び賃借料</p> <p>(3) 役務費</p> <p>(4) 委託料</p> <p>(5) その他知事が必要と認める経費</p>	
5 補助対象機器	
(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障がい者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

II ICT導入

1 事業実施主体
(1) ICT機器の導入 障害福祉サービス事業、障害者支援施設事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業及び障害児入所支援事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人
(2) AIカメラ等の導入 障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業（居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業、重度障害者等包括支援事業）、就労定着支援事業、一般相談支援事業を除いた事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人
2 補助基準額
1施設又は事業所あたり1,000千円
3 補助率
4分の3以内（千円未満は切り捨て）
4 補助対象経費
ICTの導入費用に必要な次の経費とする。 (1) 備品購入費 (2) 使用料及び賃借料 (3) 役務費 (4) 委託料 (5) その他知事が必要と認める経費
5 補助対象機器
ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
ウ AIカメラ等
エ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
オ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策など）

Ⅲ パッケージ型導入

1 交付の対象
(1) 介護テクノロジーのパッケージ型導入 障害者支援施設事業、共同生活援助事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、短期入所事業、重度障害者包括支援事業を大分県内で実施する法人
(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 障害者支援施設事業、共同生活援助事業を大分県内で実施する法人
2 補助基準額
1 施設又は事業所あたり 10,000 千円 ※Ⅰの2及びⅡの2に定める補助基準額は適用しない。
3 補助率
4分の3以内(千円未満は切り捨て)
4 補助対象経費
Ⅰの4及びⅡの4を準用する。
5 補助対象機器
Ⅰの5及びⅡの5を準用し、介護ロボットとICTを組み合わせて導入する場合に補助対象とする。 ※ICTについては、Ⅱの5エ及びオは補助対象外とする。